

令和4年度予算概算要求に係る政策アセスメントについて

1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、新規に導入しようとする施策等のうち、社会的影響の大きいもの等を対象として評価を実施し、施策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を説明するものである。目標に照らした政策アセスメントを実施することにより、新規施策等の企画立案に当たり、真に必要な質の高い施策を厳選する。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果について

国土交通省政策評価基本計画（平成31年3月策定、令和2年6月一部変更）に基づき、令和4年度予算概算要求にあたって、予算概算要求に係る以下の3件の施策について評価を実施した。個別の評価結果は別添のとおりである。

1	自動運転（レベル4）の法規要件の策定に向けた調査・検討
2	無操縦者航空機の暫定運用の実施
3	2027年国際園芸博覧会事業費補助金の創設

政策アセスメント評価書（個票）

<p>施策等</p>	<p>自動運転（レベル4）の法規要件の策定に向けた調査・検討</p>	<p>担当 課長名</p>	<p>自動車局技術・環境 政策課長 久保田 秀暢</p>
<p>施策等の概要・目的</p>	<p>自動運転技術の開発に当たっては、国土交通省をはじめとする関係省庁が官民一体となって取組を進めているところ。</p> <p>今後登場が期待されるレベル4自動運転車（※）の実現に向けて、車両同士、あるいは車両と歩行者の譲り合い等が起きた場合の他の交通とのコミュニケーションや事故等に対するシステム責任の限界の特定、システムの判断に関する社会的受容性等の課題について調査を行い、必要な技術開発を促進する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：200百万円】</p> <p>（※）レベル4自動運転車：特定条件下においてシステムが全ての運転タスクを実施</p>		
<p>政策目標・ 施策目標</p>	<p>5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</p> <p>17 自動車の安全性を高める</p>		
<p>業績指標（目標値 ・目標年度）</p>	<p>—</p>		
<p>検証指標（目標値 ・目標年度）</p>	<p>限定地域での遠隔監視のみでの無人自動運転移動サービスの実現（2022年度目処） 高速道路でのレベル4自動運転車の実現（2025年目処）</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>自動運転車の開発については、政府のIT総合戦略本部において決定された「官民ITS構想・ロードマップ」（令和3年6月15日）において、「2022年度目処に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの開始」や、「2025年目処での高速道路でのレベル4自動運転車の実現」が政府目標として定められているところである。</p> <p>本年3月には、福井県永平寺町において国内初となる遠隔監視・操作による無人自動運転移動サービスが実現したほか、世界初となるレベル3自動運転車（※）が国内で発売されたところであるが、レベル4自動運転車の実現に向けては引き続き技術開発を進めていく必要があるほか、メーカーが実施すべき安全性評価手法や保証すべきシステムの責任の範囲が明確化されていない。</p> <p>（※）レベル3自動運転車：システムが特定条件下で全ての運転タスクを実施するが、システムの介入要求等に対してドライバーが適切に対応することが必要</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>運転者の関与が不要となるレベル4自動運転車の開発にあたっては、人間ドライバーの挙動についても十分な知見を持った上で開発を進める必要があるが、この情報が不足していることに加えて、人間ドライバーと異なり、社会が自動運転車に期待する安全、求められる責任の範囲が明確になっておらず、そのことがメーカーの市場化リスクとなっている。</p>		

	<p>iii 課題の特定</p> <p>様々な状況下における人間ドライバーの挙動については、自動車産業界として共通の認識を有しておく必要があることから、競争領域ではなく協調領域としてデータを収集し、道路上で生じ得る様々な事象（あおり運転、逆走車、落石、不可避な飛び出し等）について、自動運転システムがどこまで安全を保証しなければならないか、その範囲等について整理を行う必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>年齢、性別、運転経験等が異なる多様な人間ドライバーを被験者としてドライビングシミュレーターを用いて様々なシーンを再現し、被験者がどのような判断行動をとるか、データを収集・分析するとともに、国内外の技術的・法制的な動向の調査を実施し、自動運転システムがどこまで安全を保証しなければならないか、その範囲の特定について考え方を整理し、レベル4自動運転車に求められる法規要件等について検討を行う。</p>
国の関与	自動運転の実現については、IT戦略本部において決定された政府の重要政策であり、世界に先駆けてレベル4自動運転車の開発を行うことで、我が国の技術の国際標準化、ひいては我が国の自動車産業の競争力強化につながるため、国が関与していく必要がある。
施策等の効率性	メーカーがレベル4自動運転車の開発を進めるためには、システムがどこまで安全を保証しなければならないか等を明確にしておく必要があるところ、本施策により国が自動運転における責任関係等を明確にすることで、開発メーカーの市場化リスクを減少させ、スピーディな技術開発の進展につなげることができる。他国に先駆けた自動運転の実現を通じ、自動車産業の発展・国際競争力の強化に大きく寄与するものであり、費用を上回る大きな経済的効果が期待できる。
代替案との比較	なし
施策等の有効性	自動運転車について、メーカーが実施すべき安全性評価手法や保証すべきシステムの責任の範囲が明確化されていないことが、メーカーの市場化リスクとなり、技術開発の進展に当たっての障壁となっているところ、本施策によりシステムの責任の範囲が明確化されることで、レベル4自動運転車の開発が進むほか、安全性評価手法が確立されることが予測される。これにより、政府目標である「2022年度目処での遠隔監視のみでの無人自動運転移動サービスの実現」や「2025年目処での高速道路でのレベル4自動運転車の実現」及び施策目標17「自動車の安全性を高める」の達成に寄与する。
参考URL	なし
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・成長戦略フォローアップ <p>2022年度目途に限定地域で、<u>遠隔監視者1人での3台以上の車両の同時走行を可能とするため、引き続き技術開発・実証を行う</u>…。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民ITS・構想ロードマップ（令和3年6月15日決定） <p><自動運転システムの市場化・サービス実現期待時期>（抄）</p>

	レベル	実現が見込まれる技術（例）	市場化等期待時期
自家用	<u>レベル4</u>	高速道路での自動運転	<u>2025年目処</u>

政策アセスメント評価書（個票）

<p>施策等</p>	<p>無操縦者航空機の暫定運用の実施</p>	<p>担当 課長名</p>	<p>海上保安庁 警備救難部管理課 課長 彼末 浩明</p>
<p>施策等の概要・目的</p>	<p>無操縦者航空機の暫定運用を行い、我が国周辺海域の海洋監視体制を大幅に強化し、我が国の海洋権益の保護・治安の維持に資する。（予算関係） 【予算要求額：4,079百万円】</p>		
<p>政策目標・ 施策目標</p>	<p>5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する</p>		
<p>業績指標（目標値 ・目標年度）</p>	<p>—</p>		
<p>検証指標（目標値 ・目標年度）</p>	<p>無操縦者航空機の暫定運用 （無操縦者航空機による暫定運用を実施する・令和6年度）</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>i 目標と現状のギャップ 全国の広大な海域において重点的に外国公船、外国漁船、外国海洋調査船やテロ等の脅威に対する監視体制を強化するため、広大な海域を『広範囲』に『常時』監視する等、海洋監視体制の強化が必要である。 現状は、「海上保安体制強化に関する方針（平成28年12月21日関係閣僚会議決定）」に基づき、巡視船艇・航空機の増強等、段階的な整備の最中であるが、海洋監視体制の強化は未了となっているため、既存有人機による可能な限りでのしょう戒による海洋監視に留まっている。</p> <p>ii 原因の分析 海上保安庁では、上記「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、我が国周辺海域を取り巻く情勢を念頭に、巡視船艇・航空機の増強等、海上保安体制の強化を進めてきたところである。 この方針の中で「海洋監視体制の強化」は大きな柱の一つと位置付けられており、有人機の整備を進めているところ、要員の養成や有人機の増強を進めていく必要があるが、現状では未了となっている。</p> <p>iii 課題の特定 広大な海域における海洋監視体制の強化は、我が国の海洋権益の保護・治安の維持の観点から、『広範囲』に『常時』監視する体制を早急かつ効率的に整備する必要がある。</p> <p>iv 施策等の具体的内容 令和2年度に実施した無操縦者航空機の飛行実証で得られた結果より、無操縦者航空機は、昼夜を問わず、かつ、有人機に比べて長時間飛行が可能であり、有人機と同等またはそれ以上の監視能力を有していることから、無操縦者航空機の暫定運用（無操縦者航空機の導入による海洋監視業務）による海洋監視体制の大幅な強化を図る。</p>		

国の関与	我が国の海洋権益の保護・治安の維持の重要施策であることから、当該施策は国において実施する必要がある。
<div data-bbox="172 174 419 365">施策等の効率性</div> <div data-bbox="172 365 419 510">代替案との比較</div>	<p data-bbox="419 174 1492 365">無操縦者航空機は、昼夜を問わず、かつ、有人機に比べて長時間飛行が可能であり、有人機と同等またはそれ以上の監視能力を有しているため、我が国周辺海域の海洋監視体制を効率的に大幅に強化することができる。これにより、我が国の海洋権益の保護・治安の維持が図られ、費用に見合った効果が期待できる。</p> <p data-bbox="419 365 1492 510">有人機による増強案は、無操縦者航空機に比べ、初期導入費が約21倍（約103,400百万円）であることに加え、多くの人的リソースが必要となることから、本施策は極めて効率が良い。</p>
施策等の有効性	<p data-bbox="419 510 1492 656">無操縦者航空機の暫定運用により、海洋監視体制が大幅に強化される。これにより、我が国の海洋権益の保護・治安の維持がより一層実施可能となる。また、海難救助、災害発生時の被害調査等の各種海上保安業務への有効活用も見込まれる。</p> <p data-bbox="419 656 1492 752">以上により施策目標18「船舶交通の安全と海上の治安を確保する」の達成に寄与する。</p>
参考URL	なし
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="419 824 1492 969">○ 「総合海洋政策本部参与会議意見書（令和3年6月29日総合海洋政策本部参与会議）」において、4（1）①（ウ）海洋状況把握（MDA）の能力強化に「無操縦者航空機の活用方策の検討などを進めることで海洋監視能力の強化に努める」と記載。 <li data-bbox="419 969 1492 1115">○ 「経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）」において、第2章5（9）外交・安全保障の強化に「無操縦者航空機による新技術を活用した監視能力の強化」と記載。 <li data-bbox="419 1115 1492 1261">○ 「国家安全保障戦略（平成25年12月17日閣議決定）」、「海洋基本計画（平成30年5月15日閣議決定）」、「宇宙基本計画（令和2年6月30日閣議決定）」に記載されている「海洋監視体制」や「海洋状況把握」に資する。 <li data-bbox="419 1261 1492 1303">○ 事後検証シートにより事後検証を実施（令和7年度）。

政策アセスメント評価書（個票）

<p>施策等</p>	<p>2027年国際園芸博覧会事業費補助金の創設</p>	<p>担当 課長名</p>	<p>都市局 公園緑地・ 景観課 課長 五十嵐 康之</p>
<p>施策等の概要・目的</p>	<p>国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造等を目的に開催される博覧会である。</p> <p>「2027年国際園芸博覧会の開催申請について」（令和3年6月22日閣議了解）に基づき、2027年に神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）で最上位のクラス（A1）の国際園芸博覧会を開催することとしており、本事業では、博覧会の開催主体となる法人が実施する会場建設への補助を実施する。</p> <p>本博覧会の開催を通じ、グリーンインフラ（※）の社会実装、ウォークラブルなまちづくりの実現、スマートシティの先導・発展に寄与し、花と緑を通じた新たなライフスタイルを提示することを目的としている。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：83.4百万円】</p> <p>※グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方</p>		
<p>政策目標・ 施策目標</p>	<p>7 都市再生・地域再生の推進 25 都市再生・地域再生を推進する</p>		
<p>業績指標（目標値 ・目標年度）</p>	<p>—</p>		
<p>検証指標（目標値 ・目標年度）</p>	<p>2027年国際園芸博覧会参加者数 目標値①：1,500万人（ICT活用や地域連携などの多様な参加形態を含む） 目標値②：1,000万人（有料来場者数（①の内数）） 目標年度：2027年度</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>i 目標と現状のギャップ</p> <p>本博覧会は、気候変動等の世界的な環境変化を踏まえ、我が国が培ってきた自然との関係性の中で、自然環境が持つ多様な機能を暮らしにいかす知恵や文化について、その価値を再評価し、持続可能な社会の形成に活用するとともに、国際的な園芸文化の普及、花と緑があふれ農が身近にある豊かな暮らしの実現、多様な主体の参画等により幸福感が深まる社会を創造することを目的として、上記の閣議了解に基づき、開催申請の手続きを進めているものである。</p> <p>A1クラスの国際園芸博覧会の開催条件を踏まえ、博覧会の開催に当たっては、約100haの広大な会場の整備を想定しており、建設費用として約320億円を要すると見込まれている。</p> <p>ii 原因の分析</p> <p>国際園芸博覧会は、グリーンインフラの社会実装、ウォークラブルなまちづくりの実現、スマートシティの先導・発展等、官民一体となって推進すべき政策の実践の場として期待されることに加え、園芸産業の振興、博覧会を契機とした地域や経済の活性化にもつながるものであり、国・開催都市の横浜市・民間が協力して事業実</p>		

	<p>施方法を検討する必要がある。</p> <p>iii 課題の特定</p> <p>国・関係地方公共団体・民間の協力のもと、国際園芸博覧会事業を効率的に実施するために、公共性・公益性を有する博覧会協会を実施主体として、国が支援することが適当である。</p> <p>iv 施策等の具体的内容</p> <p>国際園芸博覧会の開催主体となる法人に対し、会場建設に係る補助を実施する。なお、上記の閣議了解において、会場建設費については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設費総額に占める補助対象事業の割合を3分の2程度とし、残余の部分は民間資金等により対応すること ・補助対象事業の部分については、国と関係地方公共団体が同率の割合で負担することとの方針が示されている。
国の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・国際博覧会に関する条約では、政府以外が主催する場合に開催国の政府による開催者となる法人の公認と当該法人の義務履行の保証が必要とされている。 ・A1クラスの国際園芸博覧会の開催にあたっては、国際博覧会に関する条約に基づき、博覧会国際事務局（BIE）の認定が必要であり、認定申請は当該条約に基づき開催国政府が行うこととされているため、国の関与が不可欠。 ・本博覧会は、令和3年6月の閣議了解に基づき、国・関係地方公共団体・民間が協力して開催申請準備を進めるものとされており、会場建設費用についても三者が分担することとされているため、国の関与が不可欠。
施策等の効率性	<p>国際的な博覧会は、国内外の人々や情報、実体としての資源が高密度に集積するものであり、補助事業により国際園芸博覧会を成功に導くことにより、グリーンインフラの社会実装、ウォーカブルなまちづくりの実現、スマートシティの先導・発展に寄与し、花と緑を通じた新たなライフスタイルを国内外に伝播させることに加え、地域の活性化や経済への波及効果も見込まれており、費用に見合った効果が期待できる。</p>
代替案との比較	<p>国が直接実施することも考えられるが、そのためには会場建設を行う組織等が必要となり、会場建設費の補助額以上の国の負担が想定される。</p>
施策等の有効性	<p>補助事業の実施により、国際園芸博覧会の会場建設が効率的かつ確実に行われ、目標値として掲げた参加者数を確保するための魅力ある博覧会の開催が可能となる。</p> <p>また、2027年国際園芸博覧会を成功させ、多数の国民の会場への来場等を通じ、博覧会の意義が広く浸透することにより、グリーンインフラの社会実装、ウォーカブルなまちづくりの実現、スマートシティの先導・発展及び花と緑を通じた新たなライフスタイルへの転換が推進され、施策目標25「都市再生・地域再生を推進する」の達成に寄与する。</p>
参考URL	<p>https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000089.html</p>
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・2027年国際園芸博覧会の開催申請について（令和3年6月22日 閣議了解） <p>神奈川県横浜市における国際園芸博覧会については、2027年（令和9年）に開催することとし、国際博覧会に関する条約上の開催申請手続を進めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針2021 について（令和3年6月18日 閣議決定） <p>2025年大阪・関西万博を始め、今後予定される大規模国際大会等※に向け着実に準備を進める。</p>

	<p>※2027 年国際園芸博覧会、ワールドマスターズゲームズ2021 関西、第 19 回 F I N A 世界水泳選手権2022 福岡大会も含む。</p>
--	--